

みどりが丘の豊かな住まい環境を、これからも維持して行くために、地区の皆さんの意見を集め、地区整備計画が定められました。
この計画にそった約束（制限）を守り、より美しい街並みにしてゆきましょう。

みどりが丘地区 地区整備計画

地区の区分 制限の内容	住 宅 地 区	沿 道 地 区
	第1種低層住居専用地域及び 第2種住居地域の一部	第2種住居地域及び 第1種低層住居専用地域の一部
	約 57.1 ha	約 6.9 ha
建築物等の 用途の制限	次に掲げるもの以外は、建築してはなりません。 1. 戸建専用住宅 2. 公共公益施設 3. 戸建専用住宅の一部を利用する各種教室及び塾 4. 上記に掲げる建築物に附属する物置又は車庫	次に掲げるものは、建築してはなりません。 1. マージャン屋、パチンコ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 2. 畜 舎
建築物等の高さの 最高限度	1. 地盤面からの最高の高さは、10m 以下とします。 2. 軒高は、7m 以下とします。 3. 附属建築物の場合は、2. 3m 以下とします。 4. 階数は、地階を除き2以下とします (公共公益施設を除く。)	—
	※「地盤面」とは、分譲したときの地盤高をいいます。地盤面の高さは変更してはなりません。	
建築物の敷地面積 の最低限度	150 m ²	
壁面の位置の制限	建築物の外壁面又は柱の中心線から、敷地及び道路境界までの距離は、80cm以上離してください。ただし、次のものはこの限りではありません。 1. 車庫、物置 2. 敷地及び道路境界からの距離が80cmに満たない部分の外壁・柱の中心線の長さの合計が3mに満たない場合、その該当部分。	
垣又は柵の構造の 制限	1. 敷地内の緑化に努め、生け垣にするなど開放性のあるものにしてください。 2. 石積ブロック等の構造物は、地盤面からの高さを、1. 2m 以下としてください。 3. 構造物の外観等は周囲の環境と調和するよう配慮してください。	
建築物等の形態又は意匠	建築物等の外壁・柱・屋根の色は、環境や景観に調和したものにしてください。	
	広 告 板 (看 板)	
	広告板類(埼玉県屋外広告物条例第7号第1項各号に定めるものを除く。)を掲出する際には、次に掲げる条件を満たさなければなりません。 1. 自己用(埼玉県屋外広告物条例第7条第2項第1号に定めるものをいう)であること。 2. 建築物に掲出するものであること。 3. 一辺の寸法が、1. 2m 以下で、かつ表示面積(同一敷地内に2以上の広告板がある場合は、その表示面積の合計)が1. 0㎡以下であること。 4. 色彩及び形状は、周囲の景観と調和したものであること。	1. 自己用(同左)であること。 2. 色彩及び形状は、周囲の景観と調和したものであること。